



保証継続報告書

独立行政法人 情報処理推進機構
理事長 藤原 武平



変更TOE

申請受付年月日（受付番号）	平成17年10月14日（IT継続5011）
認証番号	C0010
申請者	キヤノン株式会社
TOEの名称 / TOEのバージョン	EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.4A EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.4A
適合する保証要件	EAL2+ALC_DVS.1
TOE開発者	キヤノン株式会社

上記の変更TOEについて、以下のとおり保証継続の結果を報告します。

平成17年11月18日

独立行政法人 情報処理推進機構
セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 田淵 治樹

評価基準等：「ITセキュリティ認証申請者・登録者に対する要求事項」で定める下記の規格、及び「ITセキュリティ認証に係る保証継続の要件」に基づき、変更TOEに対して保証継続の検証がされた。

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Version 2.1
(ISO/IEC 15408)

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation Version 1.0
CCIMB Interpretations-0210

認証結果：合格

「EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.4A / EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.4A」(変更TOE)は、独立行政法人 情報処理推進機構が定めるIT製品等のセキュリティ認証業務実施規程に従い、定められた規格に基づいて検証した結果、継続TOEとして、保証が継続されることを確認した。

目次

1	全体要約	1
1.1	はじめに	1
1.2	保証継続識別	1
1.2.1	変更TOE識別	1
1.2.2	認証TOE識別	1
1.2.3	認証TOEのST識別	2
1.2.4	認証TOEの認証報告書識別	2
1.3	保証継続の認証	2
1.4	報告概要	2
1.4.1	変更の記述	2
1.4.2	変更された開発者証拠	3
1.4.3	変更TOE添付ドキュメント	3
2	認証機関による保証継続実施及び結果	4
2.1	実施概要	4
2.2	認証実施	4
3	結論	5
3.1	認証結果	5
3.2	注意事項	5
4	用語	6
5	参照	7

1 全体要約

1.1 はじめに

この保証継続報告書は、認証済みのTOE「EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.0.1」（以下「認証TOE」という。）を変更した「EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.4A / EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.4A」（以下「変更TOE」という。）の保証継続について、認証結果を申請者であるキヤノン株式会社に報告するものである。

本保証継続報告書の読者は、本書と共に、以下に示す認証報告書、認証TOEのST、及び変更TOEに添付されるマニュアル（詳細は「1.4.3 変更TOE添付ドキュメント」を参照のこと）を併読されたい。前提となる環境条件、対応するセキュリティ対策方針とその実施のためのセキュリティ機能要件、保証要件及びそれらの要約仕様は、認証TOEのSTにおいて詳述されている。また、動作条件及び機能仕様は変更TOEに添付されるドキュメントに詳述されている。

本保証継続報告書は、変更TOEに対して、認証TOEと同じ保証レベルを与える保証継続についての認証結果を示すものであり、個別のIT製品そのものを認証するものではないことに留意されたい。

1.2 保証継続識別

1.2.1 変更TOE識別

本保証継続の対象とする変更TOEは以下である。

名称 / バージョン : EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.4A
EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.4A
開発者 : キヤノン株式会社

1.2.2 認証TOE識別

本保証継続の認証TOEは以下のとおりである。

認証番号 : C0010
名称 / バージョン : EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.0.1
開発者 : キヤノン株式会社
保証レベル : EAL2+ALC_DVS.1

1.2.3 認証TOEのST識別

本保証継続の認証TOEのSTは以下のとおりである。

名称： EOS-1D Mark II ファームウェアセキュリティターゲット
バージョン： 1.8
作成日： 2004年6月30日
作成者： キヤノン株式会社

1.2.4 認証TOEの認証報告書識別

本保証継続の認証TOEの認証報告書は以下のとおりである。

TOEの名称： EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.0.1
受付番号： IT認証4023
作成日： 2004年7月21日
作成者： 独立行政法人 情報処理推進機構 セキュリティセンター
情報セキュリティ認証室

1.3 保証継続の認証

認証機関が運営するITセキュリティ評価・認証プログラムに基づき、公表文書「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「ITセキュリティ認証手続規程」[2]、「ITセキュリティ認証に係る保証継続ガイドライン」[3]に規定された内容に従い、認証機関は、開発者が作成した「影響分析報告書」[4] (以下「IAR」という。) を検証し、変更TOEに対し保証が継続されることを確認した。認証機関はIARに基づき本保証継続報告書を作成し、認証作業を終了した。

1.4 報告概要

1.4.1 変更の記述

1) 認証TOEに対する変更

TOEが組み込まれるデジタルカメラの機能改善、及びデジタルカメラの不具合修正に伴い、TOEの非セキュリティ機能が変更された。また、TOEの識別方法を変更するために、TOEのバージョン付与ルールが変更された。これらの変更は、TOEのセキュリティ機能に影響を及ぼすものではない。

2) 認証TOEの開発環境に対する変更

開発者の組織変更に伴い、開発者証拠（配付手続文書、開発セキュリティ文書）に記載されている組織名称及び役職を変更した。この変更は、名称の変更だけであり、TOEの保証内容に影響を及ぼすものではない。

1.4.2 変更された開発者証拠

TOEへの変更は、以前に認証TOEのために提出された開発者証拠の一部への変更を必要とした。変更された開発者証拠は、正確に識別され、改訂版が作成された。

1.4.3 変更TOE添付ドキュメント

変更TOEに添付されるドキュメントを以下に示す。

EOS-1D Mark II ファームウェア Ver.1.2.4A

- ・ EOS-1D Mark II DIGITAL 使用説明書, CT1-5158-000, 2004年2月
- ・ EOS-1D Mark II DIGITAL EOS DIGITAL Solution Disk ソフトウェア使用説明書, CT1-5159-001, 2004年2月

EOS-1Ds Mark II ファームウェア Ver.1.1.4A

- ・ EOS-1Ds Mark II DIGITAL 使用説明書, CT1-5173-000, 2004年9月
- ・ EOS DIGITAL ソフトウェア使用説明書, CT1-5174-000, 2004年9月

2 認証機関による保証継続実施及び結果

2.1 実施概要

保証継続は、平成17年10月14日に申請を受け付けし、本保証継続報告書の完成をもって完了した。認証機関は、開発者から保証継続に要するIARの提供を受け、変更TOEに対する影響を調査した。

2.2 認証実施

認証の過程で開発者より提出されるIARについて以下の検証を実施した。

認証TOEに対する変更について、正しく記述されていること。

変更によって、変更する開発者証拠は妥当であること。

開発者証拠の変更が、変更TOEに対する影響分析の結果について、開発者の判断の根拠が妥当であること。

3 結論

3.1 認証結果

提出されたIARを検証した結果、認証機関は、認証TOEに対する変更が本変更TOEにおいても認証TOEのEAL2+ALC_DVS.1保証要件を満たしており、変更TOEに対する保証への影響がないことを確認した。また、開発者が実施したレグレッションテストの結果より、変更TOEの動作に影響がないことを確認した。

3.2 注意事項

特になし。

4 用語

本保証継続報告書で使用された略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
EAL	Evaluation Assurance Level
ST	Security Target
TOE	Target of Evaluation
IAR	Impact Analysis Report
CF	Compact Flush

本報告書で使用された用語を以下に示す。

IAR	影響分析報告書
認証TOE	評価され認証書が発行されたTOEのバージョンのことをいう。
変更TOE	認証TOEに対して、変更が加えられた異なるバージョンをいう。
継続TOE	認証TOEに対して継続プロセスを経て以前の認証の適用が認められた変更TOEをいう。認証TOEに対して与えられた同じ保証が、継続TOEにも適用される。

5 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-01
- [2] ITセキュリティ認証手続規程 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-03
- [3] ITセキュリティ認証に係る保証継続ガイドライン 平成17年7月 独立行政法人 情報処理推進機構 EC-01-1
- [4] EOS-1D Mark II / EOS-1Ds Mark II ファームウェア影響分析報告書 Version 1.6 2005年11月9日 キヤノン株式会社